

## 処 分 基 準

令和4年4月1日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第30条第3項
処 分 の 概 要：浴場業営業等の停止命令
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく不利益処分の基準等に関する規程」のとおり
問 合 せ 先：石川県警察本部生活安全企画課許可等事務指導係 (電話076-225-0110 内線3047)
備 考：